

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年 5月 30日

(宛先)
川口市長 殿

提出者

住 所 東京都中央区新川 1-2 4-4

氏 名 大豊建設株式会社 東京建築支店

執行役員支店長 塩田 雅紀

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 03-5541-5017

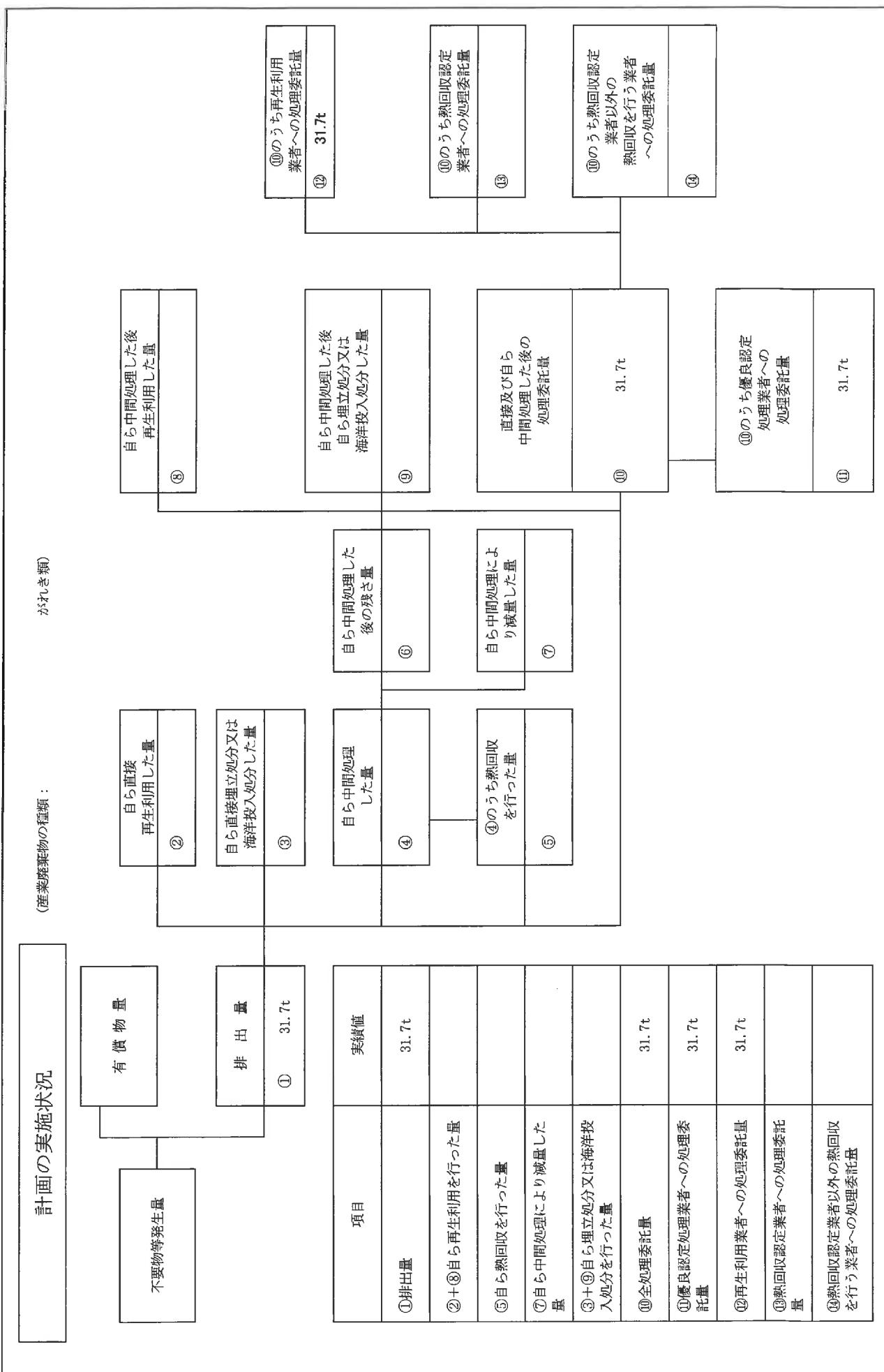
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、 令和5年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	大豊建設株式会社 東京建築支店 (川口市内所管 1か所)
事業場の所在地	東京都中央区新川1-24-4
事業の種類	総合工事業 D06
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	52.9 t	全処理委託量	52.9 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	36.9 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	52.9 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			





(第2面)

(産業廃物の種類： がらす・コンクリート及び陶磁器くず*)

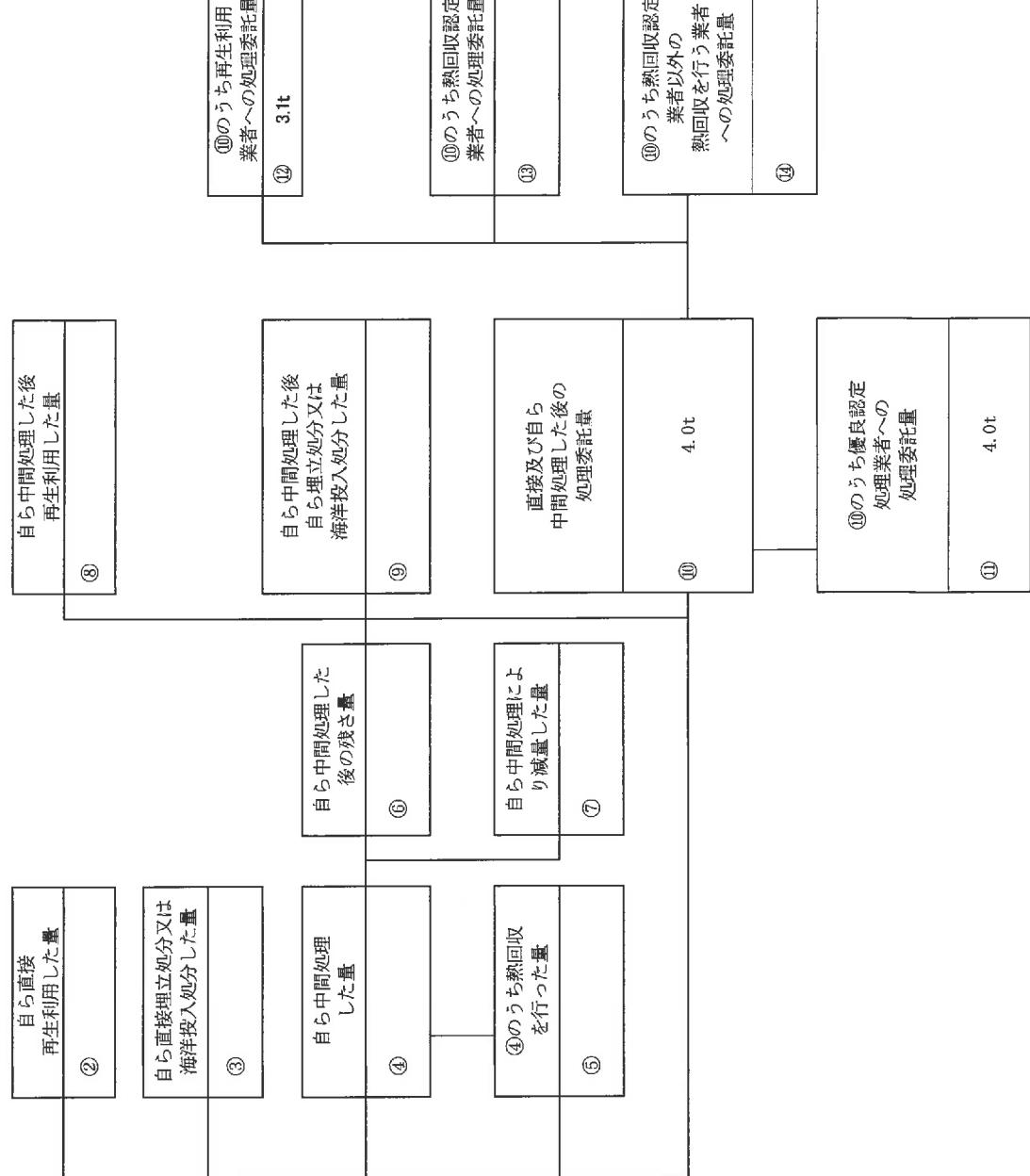
計画の実施状況

① 排出量	実績値 12.7t	② + ⑧ 自ら再生利用を行った量	自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量 ③ 12.7t	④	自ら中間処理した量 ⑤ 12.7t	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ⑥ 12.7t	自らのうち再生利用 業者への処理委託量 ⑪ 4.5t
⑤ 自ら熱回収を行った量		⑥ + ⑨ 自ら埋立処分又は海洋投 入処分を行った量	自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量 ⑩ 12.7t	⑦	自ら中間処理によ り減量した量 ⑧ 10.7t	直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量 ⑫ 12.7t	自らのうち熱回収認定 業者への処理委託量 ⑬ 10.7t
⑦ 自ら中間処理により減量した 量		⑩ 全処理委託量		⑪			自らのうち熱回収認定 業者以外の業者 への処理委託量 ⑭ 4.5t
⑨ 自ら埋立処分又は海洋投 入処分を行った量		⑪ 優良認定処理業者への処理委 託量	4.5t				
⑩ 全処理委託量	12.7t	⑫ 再生利用業者への処理委託量	10.7t	⑬ 熱回収認定業者への処理委託 量			
⑪ 優良認定処理業者への処理委 託量	4.5t	⑭ 熱回収認定業者以外の熱回收 を行う業者への処理委託量					

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：
　　廃プラスチック類)

① 不要物等発生量	有償物量	② 自ら直接 再生利用した量
	③ 4t	
④ 排出量	実績値	⑤ 自ら中間処理 した量
① ②+⑧自ら再生利用を行った量	④ 4.0t	⑥ ④のうち熱回収 を行った量
⑤ 自ら熱回収を行った量		⑦ ⑤のうち熱回収 を行った量
⑦自ら中間処理により減量した 量		⑧ ⑦のうち熱回収 を行った量
⑨自ら埋立処分又は海洋投 入処分を行った量		⑩ ⑨のうち熱回収 を行った量
⑩全処理委託量	4.0t	⑪ ⑩のうち熱回収 を行った量
⑪優良認定処理業者への処理委 託量	4.0t	⑫ ⑪のうち優良認定 処理業者への 処理委託量
⑬熱回収認定業者への処理委託 量	3.1t	⑭ ⑬のうち熱回収 認定業者以外の 業者への 処理委託量
⑮熱回収認定業者への熱回収 を行った量		



(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 : 紙くず)

不要物等発生量	有機物量	排出量	① 20.6t	② 自ら直接 再生利用した量	自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量	③	④ 自ら中間処理 した量	自ら中間処理した後 の残さ量	⑤ ④のうち熱回収 を行った量	自ら中間処理によ り減量した量	⑥	⑦ ⑤のうち熱回収 を行った量	直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量	⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ⑳のうち優良認定 処理業者への 処理委託量
①排出量	項目	実績値	②+⑧自ら再生利用を行った量	③自ら熱回収を行った量	④⑤自ら中間処理により減量した量	⑥⑦自ら中間処理により減量した量	⑧⑨自ら埋立処分又は海洋投 入処分を行った量	⑩全処理委託量	⑪優良認定処理業者への処理委 託量	⑫再生利用業者への処理委託量	⑬熱回収認定業者への処理委託 量	⑭熱回収認定業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	⑮	⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ⑳のうち優良認定 処理業者への 処理委託量
①排出量	項目	実績値	②+⑧自ら再生利用を行った量	③自ら熱回収を行った量	④⑤自ら中間処理により減量した量	⑥⑦自ら中間処理により減量した量	⑧⑨自ら埋立処分又は海洋投 入処分を行った量	⑩全処理委託量	⑪優良認定処理業者への処理委 託量	⑫再生利用業者への処理委託量	⑬熱回収認定業者への処理委託 量	⑭熱回収認定業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	⑮	⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ⑳のうち優良認定 処理業者への 処理委託量
①排出量	項目	実績値	②+⑧自ら再生利用を行った量	③自ら熱回収を行った量	④⑤自ら中間処理により減量した量	⑥⑦自ら中間処理により減量した量	⑧⑨自ら埋立処分又は海洋投 入処分を行った量	⑩全処理委託量	⑪優良認定処理業者への処理委 託量	⑫再生利用業者への処理委託量	⑬熱回収認定業者への処理委託 量	⑭熱回収認定業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	⑮	⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ⑳のうち優良認定 処理業者への 処理委託量

(産業廃棄物の種類 : 紙くず)

① 20.6t	② 自ら直接 再生利用した量	③ 自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量	④ 自ら中間処理 した量	⑤ ④のうち熱回収 を行った量	⑥ 自ら中間処理した後 の残さ量	⑦ ⑤のうち熱回収 を行った量	⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ⑳のうち優良認定 処理業者への 処理委託量							
①排出量	項目	実績値	②+⑧自ら再生利用を行った量	③自ら熱回収を行った量	④⑤自ら中間処理により減量した量	⑥⑦自ら中間処理により減量した量	⑧⑨自ら埋立処分又は海洋投 入処分を行った量	⑩全処理委託量	⑪優良認定処理業者への処理委 託量	⑫再生利用業者への処理委託量	⑬熱回収認定業者への処理委託 量	⑭熱回収認定業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	⑮	⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ⑳のうち優良認定 処理業者への 処理委託量
①排出量	項目	実績値	②+⑧自ら再生利用を行った量	③自ら熱回収を行った量	④⑤自ら中間処理により減量した量	⑥⑦自ら中間処理により減量した量	⑧⑨自ら埋立処分又は海洋投 入処分を行った量	⑩全処理委託量	⑪優良認定処理業者への処理委 託量	⑫再生利用業者への処理委託量	⑬熱回収認定業者への処理委託 量	⑭熱回収認定業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	⑮	⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ⑳のうち優良認定 処理業者への 処理委託量
①排出量	項目	実績値	②+⑧自ら再生利用を行った量	③自ら熱回収を行った量	④⑤自ら中間処理により減量した量	⑥⑦自ら中間処理により減量した量	⑧⑨自ら埋立処分又は海洋投 入処分を行った量	⑩全処理委託量	⑪優良認定処理業者への処理委 託量	⑫再生利用業者への処理委託量	⑬熱回収認定業者への処理委託 量	⑭熱回収認定業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	⑮	⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ⑳のうち優良認定 処理業者への 処理委託量

(第2面)

⑧ 自ら中間処理した後 再生利用した量	⑫ 20.6t ⑩のうち再生利用 業者への処理委託量

⑨ 自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	⑪ 20.6t ⑩のうち熱回収認定 業者への処理委託量

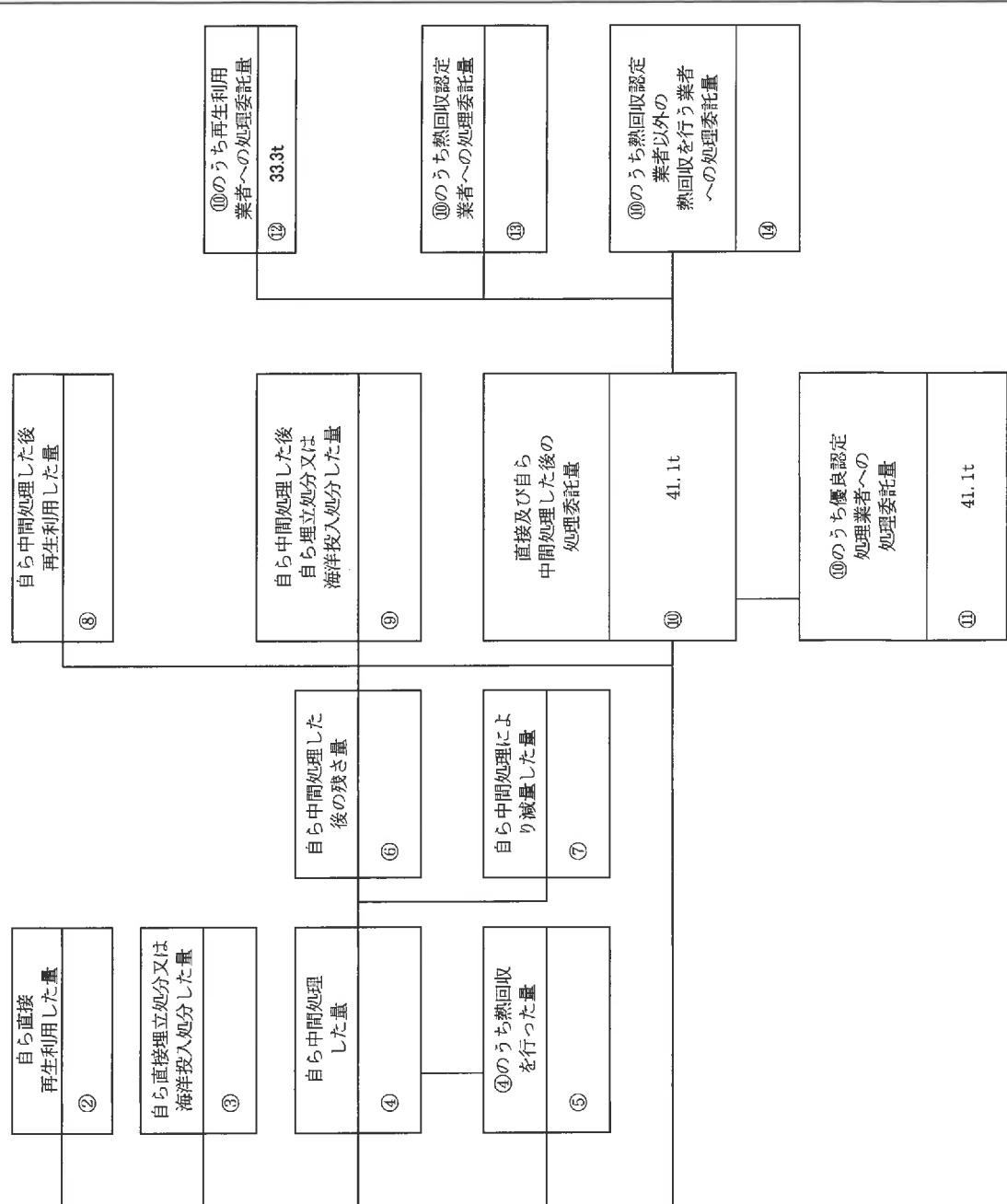
⑩ 直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量	⑫ 20.6t ⑩のうち熱回収認定 業者以外の 業者への処理委託量

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 : 混合陸海物)

不要物等発生量	有償物量	排出量	① 41.1t	② 自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	③	自ら中間処理した後再生利用した量	④ 自ら中間処理した量	自ら中間処理した後の残さ量	⑤ ④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理により減量した量	⑥	自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑦	自ら中間処理した後直接及び自ら中間処理した後の残さ量	⑧	自ら中間処理した後再生利用した量	⑨	自ら中間処理した後直接及び自ら中間処理した後の残さ量	⑩ 41.1t	自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑪ ⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑫ ⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑬ ⑩のうち熱回収を行いう業者への処理委託量	⑭	自ら中間処理した後再生利用した量	⑮	自ら中間処理した後直接及び自ら中間処理した後の残さ量	⑯
②+⑧自ら再生利用を行った量				⑤自ら熱回収を行った量			⑦自ら中間処理により減量した量		⑨全処理委託量		⑪全処理委託量		⑬全処理委託量		⑮全処理委託量		⑰全処理委託量		⑲全処理委託量		⑳全処理委託量		㉑全処理委託量		㉓全処理委託量				
⑤自ら熱回収を行った量				⑦自ら中間処理により減量した量			⑨全処理委託量		⑪全処理委託量		⑬全処理委託量		⑮全処理委託量		⑰全処理委託量		⑲全処理委託量		㉑全処理委託量		㉓全処理委託量		㉔全処理委託量		㉖全処理委託量				
⑦自ら中間処理により減量した量				⑨全処理委託量			⑪全処理委託量		⑬全処理委託量		⑮全処理委託量		⑰全処理委託量		⑲全処理委託量		㉑全処理委託量		㉓全処理委託量		㉔全処理委託量		㉖全処理委託量		㉗全処理委託量				
⑨全処理委託量				⑪全処理委託量			⑬全処理委託量		⑮全処理委託量		⑰全処理委託量		⑲全処理委託量		㉑全処理委託量		㉓全処理委託量		㉔全処理委託量		㉖全処理委託量		㉗全処理委託量		㉘全処理委託量				

(産業廃棄物の種類 : 混合陸海物)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:
木くず)

木くず

不要物等発生量	有償物量
	① 14.3t

排出量	自ら直接 再生利用した量
	②

自ら中間処理した後 再生利用した量
⑧

②+⑧自ら再生利用を行った量	③自ら熱回収を行った量	⑤自ら中間処理により減量した量	⑦自ら埋立処分又は海上投入処分を行った量	⑨全処理委託量	⑪優良認定処理業者への処理委託量	⑫再生利用業者への処理委託量	⑬熱回収認定業者への処理委託量	⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行いう業者への処理委託量
⑩⑪自ら埋立処分又は海上投入処分を行った量	⑫自ら中間処理により減量した量	⑬自ら中間処理を行った量	⑭自ら中間処理により減量した量	⑩ 14.3t	⑪ 9.9t	⑫ 14.3t	⑬ 14.3t	⑭ 9.9t

①排出量	④自ら中間処理した量	⑥自ら中間処理した後の残さ量	⑧自ら直接処分又は海上投入処分した量	⑩自ら中間処理した後再生利用した量	⑫自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海上投入処分した量	⑭自ら中間処理した後自ら直接処理した量	⑯自ら中間処理した後自ら直接処理した量	⑰自ら中間処理した後自ら直接処理した量
① 14.3t	④	⑥	⑧	⑩ 14.3t	⑫ 9.9t	⑭ 14.3t	⑯ 14.3t	⑰ 9.9t

②自ら直接処分又は海上投入処分した量	④自ら中間処理した量	⑥自ら中間処理した後の残さ量	⑧自ら中間処理した後再生利用した量	⑩自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海上投入処分した量	⑫自ら中間処理した後自ら直接処理した量	⑭自ら中間処理した後自ら直接処理した量
③	④	⑥	⑧	⑩ 14.3t	⑫ 14.3t	⑭ 14.3t

②自ら直接処分又は海上投入処分した量	④自ら中間処理した量	⑥自ら中間処理した後の残さ量	⑧自ら中間処理した後再生利用した量	⑩自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海上投入処分した量	⑫自ら中間処理した後自ら直接処理した量	⑭自ら中間処理した後自ら直接処理した量
③	④	⑥	⑧	⑩ 14.3t	⑫ 14.3t	⑭ 14.3t

②自ら直接処分又は海上投入処分した量	④自ら中間処理した量	⑥自ら中間処理した後の残さ量	⑧自ら中間処理した後再生利用した量	⑩自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海上投入処分した量	⑫自ら中間処理した後自ら直接処理した量	⑭自ら中間処理した後自ら直接処理した量
③	④	⑥	⑧	⑩ 14.3t	⑫ 14.3t	⑭ 14.3t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分をした量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。